

平成29年2月20日
相模原市発表資料

「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」の見直しについて

本市では、精神保健福祉法に基づく措置入院となった方に対して、平成27年7月に作成した「措置入院者に対する支援のあり方ガイドライン」に基づき、退院後の医療等の支援を行ってきたところですが、平成28年7月に発生した県立津久井やまゆり園における入所者等の殺傷事件を受けて、このガイドラインの見直しの検討を行ってまいりました。

このたび、改正ガイドラインがまとまり、平成29年3月1日から適用することといたしましたので、お知らせします。

今後とも、一人ひとりに寄り添った支援を行っていくとともに、共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

【主な改正点】

	改正前	改正後
支援対象者	患者の病状や家族等の支援の状況を勘案し、支援の要否を判断	措置入院者全員
退院後に市外に帰住する場合	-	本人同意を前提に、帰住先の支援担当部署と支援について調整

問合せ先
精神保健福祉課
直通電話 042-769-9813
対応責任者 八木